

第25号議案 大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、低所得の多子世帯の特例措置に係る同時入所要件を撤廃するほか、規定を整備するため、条例を一部改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

公布の日から施行する。

（新旧対照表）

○大田区保育の必要性の認定等に関する条例

新	旧
○大田区保育の必要性の認定等に関する条例 昭和62年3月13日 条例第11号 (費用の額の決定等) 第4条 (略)	○大田区保育の必要性の認定等に関する条例 昭和62年3月13日 条例第11号 (費用の額の決定等) 第4条 前条第1項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額とする。
<p>2 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる保育の実施その他規則で定める保育等（以下「保育の実施等」という。）に係る児童の前条第1項及び同条第4項の費用は、前項及び第8項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 負担額算定基準子どものうち、2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。） 前項又は第8項の額に100分の40を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 負担額算定基準子どものうち、最年長者及び2番目の年長者である者を除く満3歳未満保育認定子ども 零</u></p>	<p>2 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる保育の実施その他規則で定める保育等（以下「保育の実施等」という。）に係る児童の前条第1項及び同条第4項の費用は、前項及び第8項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。）がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。） 前項又は第8項の額に100分の40を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども 前項又は第8項の額に100分の40を乗じて得た額</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>3 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令 <u>第 14 条</u> に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合の次の各号に掲げる保育の実施等に係る児童の前条第 1 項及び同条第 4 項の費用は、当該児童の世帯が区市町村民税のうち所得割課税額が 57,700 円未満の世帯であるときは、前 2 項及び第 8 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 特定被監護者等のうち、2 番目の年長者である満 3 歳未満保育認定子ども 第 1 項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 特定被監護者等のうち、最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く満 3 歳未満保育認定子ども 零</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 小学校就学前子どもである負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法施行令第 14 条第 1 号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。） 零</u></p> <p>3 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令 <u>第 14 条の 2 第 1 項</u> に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合の次の各号に掲げる保育の実施等に係る児童の前条第 1 項及び同条第 4 項の費用は、当該児童の世帯が区市町村民税のうち所得割課税額が 57,700 円未満の世帯であるときは、前 2 項及び第 8 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が 1 人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども 第 1 項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども 第 1 項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が 2 人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども 零</u></p> <p><u>(4) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども 零</u></p> <p><u>(5) 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。） 零</u></p>
<p>4 (略)</p> <p><u>(1) 特定被監護者等のうち、最年長者である満 3 歳未満保育認定子ども 第 1 項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 特定被監護者等のうち、最年長者である者</u></p>	<p>4 ひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯その他規則で定める世帯をいう。以下同じ。）の次の各号に掲げる保育の実施等に係る児童の前条第 1 項及び同条第 4 項の費用は、当該児童の世帯が区市町村民税のうち所得割課税額が 77,101 円未満の世帯であるときは、前 3 項及び第 8 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども 第 1 項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 負担額算定基準子ども（前号の者を除く。）</u></p>

新	旧
<p><u>を除く満3歳未満保育認定子ども 零</u> 5～9 (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>零</u> 5～9 (略)</p>